

委員政治

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を構成するより各社同一の記事を掲ぐるふと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多さを以て斯類の社に通信を依頼せども雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんふとを請ふ

一 行 五 雙 活 字 十 四 字 話 一 日 限 六 日 沈 七 日 以 上

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金三十
箇月前金六箇月前金三十
○時事新報社より直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ
郵送料ヲ由受シ

行政并に海軍の整理を始めとし法典調査の如き水産調查の如き皆然らざるはなく近々着手す可き製鐵事業の如く政府の官吏のみに限らず廣く之を朝野の間に求め専門家實業家もしくは國會議員の中よりしたるが如き畢竟事の調査を精密にするの精神にして敢て非難す可らざるが如くなれども其任命に就ても法典に法律學者は可なれども水產に山林學者を擇みたるが如きは人望主義に出でたるなりとて竊に議するものもあるのみならず委員組織の事の利害に關しても自から種々の説かるが如し抑も此種の組織は果して非か從來政府の仕事は少數なる當局者の了簡に出でとかく調查の足らざるより實際に達算もなきに非されば委員を設けて着手前に精密の調査を遂ぐるときは幾分か其敏捷を欠ぐの弊なきに非ず事務上に戒しむ可き所にして殊に多數の人と會するときは其弊ますゝ甚だしからざるを得ず一概に是とす可らざるが如し其是非利害は容易の談に非されども我輩の所見を以てすれば本來の利害は兎も角も政府にて事を爲すに先づ調査委員を設けて國會議員を其委員に任ずる所謂委員政治は目下の要を得たるものなる可しと信ずるなり抑も國會の議場に兎角窮屈の議論多くして政府の當局者も之に對して毎度困惑の情あるものは外ならず其人々が政務の事情に通ぜずして政費節減なき云ふ極めて單純の理論を以て繁雜至極なる行政の事務を推斷せんとするが爲めにふそあれば今後の患を去らんとするには議員の輩をして少しく政務の實際を知らしめ以て單純なる理論の事實に通用す可らざるを自から悟らしむるに如くはなし委員の設けは恰も此目的に適應するものと云はざるを得ず或は調査々々と唱へて些末の事務にも委員を設くるときは事の敏捷を欠ぐの弊は自から免れざるふとなんと雖も從來の例として政府の仕事には敏捷と

の利害はなかる可し左れば所謂委員政治は唯國會議員をして政務の事に通じ多少うの言論を實ならしむるの政策として我輩の賛成する所なれども此點よりして唯遺憾なるは彼の行政整理調査委員の中に議員を見ざる一事なり或は法典水産又は製鐵の事の如きは政務の一端とは云ふものの學術もしくは實業に關係するが故に其委員の中に議員を容るゝも差支なけれども政府部内の整理に至りては純粹の政務にして苟も局外者の干渉を許す可らず議員を委員中に列するが如きは以ての外なりとの説もあるみどならんと雖も水産なり製鐵なり苟も政府の手にて取扱ふ以上は等しく是れ政務のみは別に法律に定めたるものに非ずして云ばる當局者の参考に供するまでのものなれば其委員に議員を容れたるとして行政の權限に云々の嫌もなかるべし若しも議員

○大坂辯護士會々長撰舉の紛論 大坂辯護士會々長撰舉に就て山下重威氏を推す者は多く自由黨員にして砂川雄誠氏に望む屬す者は別に政黨に關係なく其他北村佐吉、小倉久氏等を推さんとする者は中立と稱し何れも頻りに同志を慕ひ競争中なりしが同地の代言人凡百三十名の中既に去る三日迄に裁判所の登録済となりし者は百名に達したるより同日午後七時過ぎより大坂商業會議所内に於て總會を開けり出席者七十六名にて前會長森作太郎氏を假議長に推し舊組合會則により議事に取扱り先づ梅田莊二氏の建議に係る第一會長の撰舉第二會則編成の爲め起草委員五名と撰定する事に就て討議を始めたるに砂川氏派は會則を編成したる後會長の撰舉を行ふの至當なるを論じ山下派は之を反駁して即時に會長を撰舉すべしと主張し甲論乙駁精や鎮靜に歸し右の建議説に付き會長の撰舉延期を可與では罵言譏諷的の句調を以て互に攻撃を始め粉々擾々何時止むべくもあらざりしが漸く議長の制止により終り異議を唱へ起立少數なりと絶叫し再び口論を始め議長の所置を責めて已ざるより更に反對派の起立を可とする者に起立を命じ起立多數と宣告するや反對派は忽ち異議を唱へ起立少數なりと絶叫し再び口論を始め委員五名を有する九名に修正し記名投票を用ひて撰舉せしに中川淳、日野國明、尾形兵太郎、左近司六蔵、吉田長敬、梅田莊二、國澤良和、竹澤節藏、望月利哲の九氏當に決し會則の起草は五日以内に終了せしめ更に開會評決の上命令事項を認可を受ける事となし會長は、

報

報

第四條 買主に於て賣買約定済の當日より三日以内に荷物を請取べし
第五條 我組合中前記の項目に違ひ不正の取引をなしたる者あるときは其旨總取締へ申告すべし
總取締に於て該事實を取調べ組合中協議の上處分すべし
右之條項は我組合中決議の上確守履行するものとす
付ては向來互に違約なさる證として各自調印するものなり
但し我全國一般の荷主諸君に於ても我改良する處の意を贊成し益々隆盛ならんことを希望す
○筑豐興業鐵道會社 昨年十月より本年三月に至る同會社半期間の運輸營業は乗客貨物石炭等の總收入金四萬九千百六十七圓六十八錢二厘にして之を前期の收入金に對比すれば實に其四割二分強を增收せり此增加を來せしは同期間に直方小竹間及直方金田間の營業を開始し勝野、皆牟田、赤池、金田及田川採炭會社等の各坑石炭運搬を始めしによる然れども其延長哩程に對し比較上豫期せる收益を見るに至らざりしは小竹金田兩線路の開業と同時に各坑に於ける石炭積場の準備完了に至らず又金田直方間は既に工事落成せしも其他に種々の障礙ありしが爲め開業の時期豫定よりは四十日以上遅延し漸く二十六年二月十一日に至り開業し其石炭積込を始めたるは同三月二十三日にして此間僅に數日の運送なるが故に多量の石炭を運送するみと能はず又外國注文の炭庫も豫定の時期に來着せざりし爲めはざるによるなり抑も同社創業以來乗客其他普通の貨物運搬は整理の緒に就くも石炭運搬の點に至りては會社自から經驗なきのみならず炭車の供給石炭積卸の取

○寒天草改良に付ての定則 大坂府下に於て
製造する寒天は近頃内外國の需用非常に増加せしに付
き此際一層品質を改良し益販路の擴張を計らんとするに拘はらず原草產出地にては粗悪品は勿論種々の
混合物を輸送し來り種々の弊害を生じたれば之を矯正せんが爲め同地の天商組合業者四十九名は去る三十日阿波堀の同事務所に會し種々協議の上左の改良定則を設け全國各地の荷受問屋へ向け配布したりと云へり

藻草寒天原草改良規程

全國各地より我大坂府下へ輸入する藻草暖草は本邦著名の海產物にして該製品則ち寒天は府下特有物產なり而して内外國の需用月に日に増加し輸出盛大なるは明治初年に比すれば其額幾數倍なるや實に云ふべからず此際に方り品質を改良し猶益々販路の擴張を計らんとするに近年府下に輸入する藻草暖草等の產出地に於て精撰粗惡に流れ砂石貝殻其他種々の雜草を混合し甚しきに至りては量目を増さんが爲め濕りをなすものあり實に言ふべからざる弊害なり是れ則ち一己の小利に迷ひ將來の廣益を重んぜざる次第實に嘆かざるべからず我同業者協議の上從前の惡弊を矯正一洗し左の定則を設く

第一條 我府下へ輸入する藻草暖草は都て濕り砂石貝殻雜草及び綿り繩を除去し正味賣買するも

のとす

但し前記見込を以て直段安價に買取る事を得
第二條 賣買は入札或は示談買共則ち荷主の適意
第三條 量目請渡しは總て洋量權衡を用ひ仕切金
高三歩引(即ち百圓に付三圓の割)とし演出し船
積出錢(大坂)支拂(大坂)支拂(大坂)

○群馬縣も困難へ居るゝに如く進むべきとを得る處はなれば筋を記す。乗込即ち小走くにより下車より車賃四十銭の取引葉にて木桶の運送を終る。